

【国民生活事業】新型コロナウイルス感染症特別貸付等に関するQ & A

(令和3年1月22日現在)

(新たに追加したものは黄色で表示しています。)

<融資制度等について>

Q 新型コロナウイルス感染症特別貸付の概要や融資限度額などを教えてください。

A 新型コロナウイルス感染症の影響を受け、最近の売上が一定程度減少している事業者の方にご利用いただける融資制度です。

災害により被害を受けた方がご利用いただける災害貸付と同様に、ご融資利率が低減され、長期でご返済いただけます。

ご融資限度額は、日本公庫の既存の融資制度を適用した貸付残高にかかわらず別枠で、8,000万円です。このうち6,000万円(日本公庫の既存融資のお借換部分も含みます。)を限度として、当初3年は災害発生時の融資制度に適用される基準利率から0.9%低減した利率が適用されます。3年経過後は災害発生時の融資制度に適用される基準利率となります。

詳しくは[こちら](#)をご覧ください。

Q 日本公庫の既存融資を借換えるだけの利用は可能ですか。

A お借換日までの利息等は必要ですが、基本的には可能です(注)。

なお、以下の要件を満たす「つなぎ融資」に対応する場合を除き、民間金融機関の借入金のお借換えにはご利用いただけません。

① お客さま、民間金融機関のいずれからも、「日本公庫の新型コロナ感染症対策関連の融資を受ける予定だったが、その間のつなぎ融資と認識して民間金融機関から融資を受けた(民間金融機関は融資を行った)」ことが確認できること。

② 前①で受けた融資の実行日が、新型コロナウイルスに関する経営相談窓口の設置日(令和2年1月29日)以降であること。

(注) 借換は、新たな融資により既存融資を完済させることであり、既存融資残高の一部のみの借換はお取り扱いできません。

<現在ご利用中の方について>

Q 3月に新型コロナウイルス感染症特別貸付を融資してもらったばかりですが、最近、更に資金繰りが悪化しました。再度、融資の相談はできますか？

A 直近でご利用いただいた方であっても、新型コロナウイルス感染症の影響により、資金繰りに影響が出た場合は、ご相談を承っております。お気軽にご相談ください。

<創業して間もない方について>

Q 創業して1ヵ月ですが、新型コロナウイルス感染症特別貸付の融資対象になりますか？

A 誠に申し訳ございません。創業後3ヵ月未満の方は、新型コロナウイルス感染症特別貸付のご融資はご利用いただけません。

創業して間もない方向けの新規開業資金や女性、若者／シニア起業家支援資金など、お客さまに応じたご融資制度をご案内いたしますので、ご相談ください。

Q 半年前の創業時に融資を受け、返済が始まったばかりです。新型コロナウイルス感染症の影響で、創業時に立てた売上計画の達成が困難になり、資金繰りも悪化しています。追加融資の相談はできますか？

A ご返済が始まったばかりの方であっても、新型コロナウイルス感染症の影響により、資金繰りに影響が出た場合は、ご相談を承っております。お気軽にご相談ください。

<ご利用いただける方について>

Q ご利用いただける方は「最近1ヵ月間等の売上高または過去6ヵ月（最近1ヵ月を含みます。）の平均売上高が前3年のいずれかの年の同期と比較して5%以上減少している方」とされていますが、新型コロナウイルス感染症の影響でここ2週間で売上が急減しているものの、今月の売上高としては前3年のいずれかの年の同期と比較すると増加しています。このような場合は、新型コロナウイルス感染症特別貸付は利用できないのでしょうか。

A 「最近1ヵ月間等（※）の売上高または過去6ヵ月（最近1ヵ月を含みます。）の平均売上高」は、単純な前3年のいずれかの年の同期の売上高との比較だけでなく、売上高の確認日を基準として、①確認日の前月の売上高又は②確認日の前日や直近の売上集計日から遡って1ヵ月の売上高等を確認させていただきます。

たとえば、確認日が令和2年7月18日の場合は、最近1ヵ月の売上高は、①令和2年6月の売上高又は②令和2年6月18日から令和2年7月17日までの合計売上高などで確認させていただきます。

なお、その際には帳簿等を確認させていただくことがございます。

（※）「最近1ヵ月間等の売上高」には、最近1ヵ月間の売上高に加え「最近14日間以上1ヵ月間未満の任意の期間」の売上高を含みます。

Q 新型コロナウイルス感染症の影響を受けていますが、最近において、店舗が増加した結果、前3年のいずれかの年の同期と単純に比較すると売上が増加しています。このような場合は、新型コロナウイルス感染症特別貸付は利用できないのでしょうか。

A 店舗の増加のほか、合併や業種の転換を行った場合、ベンチャー・スタートアップ企業のように、短期間に売上増加に直結する設備投資や雇用の拡大を行っている場合など、前3年のいずれかの年の同期と比較するのが馴染まないときは、業歴3ヵ月以上1年1ヵ月未満の場合に準じ、次の要件で比較できる可能性がありますので、お申込やご面談の際にご相談ください。

最近1ヵ月間等の売上高または過去6ヵ月（最近1ヵ月を含みます。）の平均売上高（業歴6ヵ月未満の場合は、開業から最近1ヵ月までの平均売上高）が、次のいずれか（※）と比較して5%以上減少している方

- ① 過去3ヵ月（最近1ヵ月を含みます。）の平均売上高
- ② 令和元年12月の売上高
- ③ 令和元年10月～12月の売上高の平均額

（※）最近14日間以上1ヵ月間未満の任意の期間における売上高と比較する場合は、上記①～③の売上高を日割り計算し、当該期間に対応する日数を乗じて算出した売上高

Q ご利用いただける方は「最近1ヵ月間等の売上高または過去6ヵ月（最近1ヵ月を含みます。）の平均売上高が前3年のいずれかの年の同期と比較して5%以上減少している方」とされていますが、前3年の全ての同期は、店舗の建替期間中であり売上が発生しなかったため、最近1ヵ月間等の売上高および過去6ヵ月（最近1ヵ月を含みます。）の平均売上高と前3年の全ての同期の売上高とを比較しても5%以上減少していません。現在、新型コロナウイルス感染症の影響を受けているのですが、このような場合は、新型コロナウイルス感染症特別貸付は利用できないのでしょうか。

A 前3年の全ての同期における売上高が自然災害や事業者本人の怪我・病気、店舗の建替など特殊事情の影響を受けている場合は、一定の要件に合致すれば最近1ヵ月間等の売上高または過去6ヵ月（最近1ヵ月を含みます。）の平均売上高と特殊事情の影響を受ける前の直近の同期の売上高とを比較できますので、お申込やご面談の際にご相談ください。

<申込方法等について>

Q 申込書類を揃えましたが、どのように申しましたらよいですか。また、申込は支店の窓口に行かないといけませんか。

A お客さまが事業を営む所在地を担当する支店に郵送でご提出ください。支店の住所などは[こちら](#)、支店の担当地域は[こちら](#)をご覧ください。

なお、ご郵送いただく前に記載漏れや書類の入れ忘れがないかを今一度ご確認ください。ご確認にあたっては、[ご提出書類のチェックリスト](#)をご活用ください。

Q 申込に必要な書類は支店の窓口に行かないともられませんか。

A 支店の窓口にご来店いただかなくても、[ご提出書類・お申込手続き](#)などからダウンロードいただけます。

Q 融資を受けるには審査は必要ですか。

A 電話や面談等により、資金のお使いみちや事業の状況などについてお伺いさせていただきます。初めてご利用いただく方については、原則としてご来店のうえご面談いただいております。

審査にあたっては、お客さまのご事情をよくお伺いし最大限の対応を心掛けておりますが、お客さまのご希望に添えないこともございますので、ご理解いただきますようお願いいたします。

<実質無利子化・利子補給について>

Q 新型コロナウイルス感染症特別貸付は「実質的に無利子」と聞きましたが、概要を教えてください。

A 新型コロナウイルス感染症特別貸付は、一定の要件に該当する場合、当初3年間、6,000万円を限度として、災害発生時の融資制度に適用される利率から0.9%低減した利率が適用されます。

ご融資後は、利息も含め日本公庫にご返済いただきますが、後日、低減した利率の利息部分について、お客さまへ3年間分の利子相当額を一括で助成する利子補給の制度（特別利子補給制度）（注）を中小企業基盤整備機構が実施しており、利子補給を受けることで、当初3年間は実質的に無利子でご利用いただけます。

（注）新型コロナウイルス感染症特別貸付（※1）を受けている方であって、次のいずれかの要件に該当する方が対象となります。

	小規模企業者（※2）	中小企業者（※2）
個人	要件なし（※3）	売上高▲20%以上（※3）
法人	売上高▲15%以上（※3）	

（※1）特別貸付の要件は、次のとおりです。

新型コロナウイルス感染症の影響を受けて一時的な業況悪化を来し、次のいずれかの要件に該当する方であって、中長期的に業況が回復し発展が見込まれる方

（1）最近1ヵ月間等の売上高または過去6ヵ月（最近1ヵ月を含みます。）の平均売上高が、前3年のいずれかの年の同期と比較して、5%以上減少

（2）業歴が3ヵ月以上1年1ヵ月未満の場合等は、最近1ヵ月間等の売上高または過去6ヵ月（最近1ヵ月を含みます。）の平均売上高（業歴6ヶ月未満の場合は、開業から最近1ヵ月までの平均売上高）が、次のいずれか（※）と比較して、5%以上減少

① 過去3ヵ月（最近1ヵ月含みます。）の平均売上高

② 令和元年12月の売上高

③ 令和元年10～12月の平均売上高

（※）最近14日間以上1ヵ月間未満の任意の期間における売上高と比較する場合は、上記①～③の売上高を日割り計算し、当該期間に対応する日数を乗じて算出した売上高

（※2）小規模企業者とは、卸・小売業、サービス業は「常時使用する従業員（*）が5名以下の企業」、それ以外の業種は「同20名以下の企業」をいいます。中小企業者とは、この他の中小企業をいいます。

（*）労働基準法上における「予め解雇予告を必要とする者」

（※3）売上高要件の比較は、新型コロナウイルス感染症特別貸付で確認する最近1ヵ月間等に加え、その後2ヵ月も含めた3ヵ月間のうちのいずれかの1ヵ月で比較します。また、令和2年12月21日以降に貸付を受けた方は、過去6ヵ月の平均売上高（最近1ヵ月を含みます。）と前3年のいずれかの年の同期等との比較も可能です。

特別利子補給制度の具体的な手続きについては、ご融資後にお送りする資料（注）または[中小企業基盤整備機構のホームページ](#)をご覧ください。

（注）順次、郵送にて資料をお送りさせていただいております。

なお、特別利子補給制度に関するお問い合わせ先は、以下のとおりです。

中小企業基盤整備機構 新型コロナウイルス感染症特別利子補給制度事務局

【電話番号】0570-060515

【受付時間】平日・休日9時00分～17時00分

参考：[経済産業省のパンフレット「新型コロナウイルス感染症で影響を受ける事業者の皆様へ」](#)